

諮問日：平成31年1月18日（平成30年度（情）諮問第27号）

答申日：令和元年7月19日（令和元年度（情）答申第8号）

件名：広島高等裁判所において、手持ち物の検査をするに至った経緯が分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「2018年10月1日より裁判所入室のおり、手持ち物の検査をするにいたった経緯が分かる文書及び会議議事録」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、広島高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、広島高等裁判所長官が平成30年11月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

司法行政で行われる事業・行事は、必ず、その担当する部署での会議が行われ、事業計画を立て、予算請求するものであると認識している。本件開示申出文書を作成していないというのはあり得ない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、入庁者に対して手荷物検査を実施するに至った意思決定に関する文書と解されるところ、広島高等裁判所の説明によれば、入庁者に対する手荷物検査を含む所持品検査の導入に至った経緯は、次のとおりである。

広島高地簡易裁判所合同庁舎では、裁判所利用者の安全確保を図り、安心し

て利用できる裁判所を実現するため、入庁者に対する所持品検査を実施することとし、平成30年3月頃、同庁舎の庁舎管理者である広島高等裁判所事務局長及び広島地方裁判所長が、口頭で、同検査導入の意思決定を行ったものである。

したがって、広島高等裁判所は、上記意思決定の過程において、司法行政文書を作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年1月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年5月24日 審議
- ④ 同年6月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、広島高地簡易裁判所合同庁舎における入庁者に対する所持品検査の導入については、裁判所利用者の安全確保を図り、安心して利用できる裁判所を実現することを目的として、同庁舎の庁舎管理者である広島高等裁判所事務局長及び広島地方裁判所長が口頭で同検査導入の意思決定を行ったとのことであり、当該意思決定の内容に照らせば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、広島高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、広島高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、広島高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人